

学校法人西日本工業学園倫理綱領

平成24年5月30日制定

学校法人西日本工業学園（以下、「学園」という）は、建学の理念である「人間性に支えられた高度な工業技術者を、広く學術の研鑽を通じて育成する」を実現することを目的としています。次代を担う技術者を育成するという「教育事業」の高い公共性や社会的責任を考えると、その経営や運営は倫理性の高いものでなければなりません。

この綱領は、学園が倫理性の高い経営を行うことを表明すると共に、その理事者及び教職員の行動の指針として制定するものです。

1. 「建学の理念」を理解し、その職務に誠実に従事すること。
2. 法令及び本学が定める規程等を遵守すること。
3. 教育にかかわる職業人であることを自覚し、良識ある言動に努めること。
4. 教職員相互、または学生の人格と人権を尊重すること。
5. 職務にあたり、他から金銭その他の利益や供応を受けないこと。
6. 職務上知り得た秘密事項を他にもらさないこと。
7. 資源の有効活用や環境への負荷減少に心掛け、持続可能な社会の実現に貢献すること。
8. 不正などの事実を知った場合は、報告などの適切な措置を取り、その拡大や再発を防ぐこと。

以上